

中小企業のお客様の事業についての改善又は、再生を行うための体制

北日本銀行では、お客様からの経営改善又は、事業再生のための支援体制を整備し、金融円滑化に適切に取り組んでまいります。

1. 取組

- (1) 経営改善又は、経営指導等については、お客様の実態把握に努め経営再建計画策定のサポートや、財務内容改善のアドバイス等を協力して的確な対応を行ってまいります。
- (2) 審査部・営業店は、中小企業再生支援協議会・(株)企業再生支援機構・事業再生ADRの解決事業者等の外部機関と連携を図り、経営改善又は、経営再生支援に協力してまいります。
- (3) 審査部は、経営改善又は、経営再生支援を行うにあたっては、営業店との連携・指導を行います。
- (4) 審査部・営業店は、お客様と協力して、問題解決に向けた取組を支援いたします。
- (5) 経営改善又は、経営再生等の支援のために、行員は専門知識の向上や目利き能力向上に努めます。

2. 報告・改善

- (1) 金融円滑化責任者は、取組状況について定期的に経営へ報告を行い、また適時、取締役会への報告を行います。取締役会は、対応状況の適切性を検証のうえ、必要に応じ方針の見直しを行います。

以上